

○厚生年金保険事業の実施機関積立金の管理及び運用に係る基本的な方針

平成 27 年 9 月 30 日
警察庁甲官発第 288 号により
内閣総理大臣承認

変更 平成 30 年 8 月 8 日 警察庁甲官発第 224 号により内閣総理大臣承認
変更 令和 2 年 3 月 31 日 警察庁甲官発第 121 号により内閣総理大臣承認
変更 令和 3 年 12 月 24 日 警察庁甲官発第 290 号により内閣総理大臣承認
変更 令和 7 年 3 月 31 日 警察庁甲官発第 123 号により内閣総理大臣承認

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の 4 第 1 項の規定に基づき、警察共済組合（以下「組合」という。）の厚生年金保険事業の実施機関積立金（以下「実施機関積立金」という。）の管理及び運用を適切に行うための基本的な方針を次のとおり定める。

第 1 実施機関積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 管理及び運用の目的

実施機関積立金の管理及び運用は、実施機関積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 79 条の 3 第 3 項の規定により法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

2 警察共済組合資金運用委員会の活用

組合は、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する警察共済組合資金運用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

組合は、基本的な方針の策定、変更等、実施機関積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、委員会の専門的な知見を活用する。

3 運用力強化のための取組

社会経済環境の変化等に対応しつつ、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む必要が

ある。

そのため、「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、組合の運用力強化等を進める。

4 機動的な運用

組合は、経済環境や市場環境の変化を踏まえ、許容乖離幅の中で機動的に資産構成比を決定する運用（以下「機動的な運用」という。）を行うことができる。

この場合、市場環境の確度の高い見通しを行った上で、その見通しを踏まえた運用方針を事前に定めて行うことを前提とする。

また、上記の運用方針を定める場合には、委員会の審議を経るほか、機動的な運用の実施状況を適時に委員会に報告することとする。

第2 実施機関積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

組合は、実施機関積立金の管理及び運用に当たって、次に定めるところにより、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。）を徹底する。

(1) 重要事項の審議

実施機関積立金の管理及び運用に関する重要事項については、別に定める規程に基づき設置された警察共済組合本部資金運用委員会において審議する。

(2) 組合の運用担当者の責務

実施機関積立金の管理及び運用に関わるすべての者は、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

(3) 運用受託機関等の責務

組合は、運用受託機関等に対し、資産の管理及び運用に当たって、専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる組合の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うものとするを契約書等に明記させる。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

組合は、実施機関積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

3 スチュワードシップ責任を果たすための対応

被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすため、スチュワードシップ活動（機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（E S G要素を含む中長期的な持続可能性をいう。）の考慮に基づく建

設的な「目的を持った対話」をいう。)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動をいう。以下同じ。)に取り組む。

組合は資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、運用受託機関を通じて行う。

運用受託機関に対しては、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう株主議決権を行使することなど、スチュワードシップ責任を果たすための方針、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等の組合が定める方針に基づきスチュワードシップ活動を行うことを求め、組合は、各運用受託機関の議決権行使の状況をはじめとした取組状況等について報告を求め、モニタリングする。

また、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)及びコーポレートガバナンス・コード(平成27年6月1日株式会社東京証券取引所)を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直す。

コーポレートガバナンス原則及び株主議決権行使ガイドラインを見直す場合には委員会の審議を経るとともに、スチュワードシップ活動の状況については、適時に委員会に報告を行う。

4 ESGを考慮した投資

組合は、実施機関積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5 インパクトを考慮した投資

被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果(インパクト)を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

6 他の実施機関との協力・連携

組合は、実施機関積立金の運用に係る業務の実施に関し、他の実施機関と情報交換及び連絡調整を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

第3 実施機関積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する

事項

1 運用の目標

組合は、次の事項を達成することを運用の目標とする。

ア 地方公務員共済組合連合会が定める厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針（以下「管理運用の方針」という。）において運用目標とする運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.9%を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理すること。

イ 長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの各資産の構成割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めること。

なお、ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること、管理運用の方針において定める管理積立金のベンチマークと整合的であること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

また、パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努める。

2 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、厚年法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針及び管理運用の方針に適合し、運用の目標に沿った資産構成割合及び許容乖離幅とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券の場合を超えないこととするとともに、リターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率が最も小さいポートフォリオとする。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさについて確認する。

(2) 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅を次のとおり定める。

なお、設定した基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては、許容する。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±9%	±9%	±7%	±9%

(3) 基本ポートフォリオの管理

- ア 短期資産は、国内債券に含めて管理する。
- イ ヘッジ付き外貨建て資産については、リスク・リターン等の特性に応じて、国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分して取り扱う。
- ウ オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産等の非伝統的資産。以下同じ。）は、リスク・リターン等の特性に応じて、国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式のいずれかに区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化により、当該上限を一定期間上回る場合には、組合は、適切な対応を検討し、実施するとともに、当該上限からの上振れ状況や背景、対応状況等について、適時に委員会に報告する。
- エ 運用資産は、原則として毎月末において時価評価し、実施機関積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成が許容乖離幅内にない場合は、必要な措置を講じる。
また、実施機関積立金の資産構成割合と管理運用の方針において定める管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を、少なくとも毎月1回把握する。

3 ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

- ア 国内債券
NOMURA-BPI 総合
- イ 国内株式
TOPIX（配当込み）
- ウ 外国債券
FTSE世界国債インデックス（除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース）
- エ 外国株式
MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前）

4 基本ポートフォリオの見直し

組合は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど

必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、委員会の審議を経た上で実施する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。）を設定する。

5 年金給付のための流動性の確保

組合は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

6 実施機関積立金の管理及び運用におけるリスク管理

組合は、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）をリスク管理の基本とし、別に定めるリスク管理の実施方針に基づき、実施機関積立金の管理及び運用に伴う各種リスク管理を適切に行う。

また、実施機関積立金は、運用受託機関及び資産の管理を委託する機関（以下「資産管理機関」という。）への委託運用（投資顧問会社又は信託業務を行う銀行との投資一任契約による特定包括信託及び信託業務を行う銀行との単独運用指定包括信託をいう。）、生命保険会社の団体生存保険による運用並びに自家運用（信託業務を行う銀行との特定包括信託を含む。）により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）に対しては、別に定める運用指針を提示し、運用受託機関等及び各生命保険会社からの報告等に基づき、運用状況、資産管理状況及びリスク負担の状況等の把握を行い、自家運用については、別に定めるところにより、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

7 運用手法

(1) 基本的な方針

組合は、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に、別に定めるファンド選定基準に基づき実施する。

また、ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、新たなベンチマークの採用についても検討するとともに、運用受託機関の選定・

管理の強化のための取組を進め、運用受託機関を適時に見直す。

さらに、運用受託機関等の優れたノウハウ等を活用するとともに、法令で認められる範囲で自家運用の活用に努める。

なお、委員会から求めがあった事項については適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

(2) 運用の具体的手法

組合は、実施機関積立金の運用を次の方法により行う。

ア 信託による委託運用

運用受託機関等に対し、別に定めるところにより、資産の管理及び運用を行わせる。

イ 生命保険会社の団体生存保険による運用

団体生存保険による運用は、別に定めるところにより行う。

ウ 自家運用

実施機関積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、別に定めるところにより、自ら管理及び運用を行う。

また、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。

8 運用対象の多様化

組合は、運用対象について、第1第1項の管理及び運用の目的に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ資産への投資等その多様化に努める。

なお、新たな運用対象を採用する場合は、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ること及びその運用を行うのに必要な運用・リスク管理体制が整備されていることを前提に別に定める運用方針に基づき実施する。

また、運用を行うために必要な運用・リスク管理体制は、継続的にその充実を図る。

第4 その他実施機関積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 資金運用計画

組合は、実施機関積立金の管理及び運用に当たって、「年間資金運用計画」を作成する。

2 資産の運用実績の評価に関する事項

組合は、実施機関積立金の管理及び運用について、毎年、決算利回りのほか、運用資産全体を原則として時価評価し、その構成割合を確認するとともに、運用実績や運用手法ごとの役割を踏まえ総合的な評価を行う。

3 運用受託機関等の選定及び評価に関する事項

(1) 運用受託機関等の選定

組合は、別に定める選定基準に基づき、運用受託機関等を選定する。

(2) 運用受託機関の評価

組合は、運用受託機関に対する評価を別に定める評価基準に基づき、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行う。

(3) 資産管理機関の評価

組合は、資産管理機関に対する評価を資産管理業務に関する実績、法令等の遵守体制、運用に関する制約の有無、月次報告書に関する事務体制及び信用力等について総合的に勘案し行う。

(4) 委託金額の追加及び減額

組合は、別に定めるところにより、必要に応じて委託運用の追加及び減額を行う。

4 透明性の向上

組合は、実施機関積立金の管理及び運用に関し、各年度の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益やリスクの状況、オルタナティブ投資の状況、運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料並びにスチュワードシップ活動の状況その他の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。また、各四半期の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した情報公開・広報活動の充実を図る。

運用受託機関等の選定については、例えば、選定基準については委員会の審議を経るほか、実施状況や委員会から求めのあった事項についても適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下に置くほか、選定結果を適時に公表するなど、その透明性を確保する。

なお、公表に当たっては、市場への影響に留意する。

5 警察共済組合運営審議会への報告等

組合は、実施機関積立金の管理及び運用に係る次の事項について、警察共済組合運営審議会に報告する。

また、実施機関積立金の運用に対する組合員等の理解を促進するため、組合員等に対する広報活動を積極的に行う。

ア 基本ポートフォリオの設定及び見直し

イ リスク管理の実施方針及びリスク管理の状況

ウ 各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等

エ 専門人材の強化・育成その他実施機関積立金の管理及び運用に関し重要な事項

6 その他必要な事項

(1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等

組合は、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、職員の資金運用に関する資格の取得を支援するほか、高度で専門的な人材を活用し、実務を通じた知識やスキルの習得の促進、研修等の実施により、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

人材育成については、公的年金の資金運用を支える人材に求められる能力やキャリアパスを明確にしつつ、必要な人材の確保及び育成のための人材育成方針を策定し、計画的に取り組む。

専門人材の強化・育成については、適宜、委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

さらに、効率的・効果的な業務運営を行うため、資金運用に係るデータ処理業務のプロセスやシステムの改善を図る。

(2) リスク管理の強化

運用力の強化に合わせて、リスク管理についても、運用部門に対して、適切に牽制機能が発揮されるよう、運用部門から独立した体制を整備した上で強化を図る。

また、必要なリスク管理システムを整備するほか、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、高度化を図る。

(3) 調査研究業務の充実

組合は、調査研究業務を実施する場合、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、積立金の管理及び運用に関するノウハウを蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた組合の職員が担うことも検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

附 則

この基本的な方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則 [平成30年8月8日警察庁甲官発第224号]

この基本的な方針は、平成30年8月1日から適用する。

附 則 [令和2年3月31日警察庁甲官発第121号]

この基本的な方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 [令和3年12月24日警察庁甲官発第290号]

この基本的な方針は、令和4年1月1日から適用する。

附 則 [令和7年3月31日警察庁甲官発第123号]

この基本的な方針は、令和7年4月1日から適用する。